

議案第11号

逗子市都市公園条例の一部改正について

逗子市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市都市公園条例の一部を改正する条例

逗子市都市公園条例（昭和49年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書及び同条第3項を削る。

第19条中「（郷土資料館を除く。以下同じ。）」を削る。

第20条中「第6条（第3項を除く。）」を「第6条」に改める。

別表第3 蘆花記念公園の部を削る。

別表第5の5の表 蘆花記念公園の部を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

有料の公園施設の一つとして扱われている蘆花記念公園内の郷土資料館の建物について、その用途を廃止するに当たり、改正の要あるため提案する。